明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**六二）　一

〔告　示〕

○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（**国家公安委**三五）　一
○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（**総務**二八二）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**二一一）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**九二一～九二八）　四
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**八九五）　五
○航路標識の用品を定める告示を廃止する告示（**海上保安庁**三四）　五
○航路標識の用品を定める告示（**同**三五）　五
○道路に関する件（**東北地方整備局**七九）　五

〔人事異動〕

内閣　五

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　六

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　六

〔公　告〕

諸事項

官庁

公示送達、国営土地改良事業計画（新更別・笹川）関係　七

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二九

会社その他

府令

○内閣府令第六十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十四条の三第二項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年八月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
附　則 ［1～5　略］ ［項を削る。］	**附　則** ［1～5　同上］ 6　第九条の十の規定の適用については、当分の間、同条第六号中「確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行う」とあるのは「確認する」と、同条第七号中「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和五年十二月一日から施行する。